

1. 件 名：中国電力株式会社による島根原子力発電所1号炉及び2号炉において用いた資材等に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る認可申請に関するヒアリング（11）
2. 日 時：令和3年5月24日（月）15時00分～15時30分
3. 場 所：原子力規制庁 10階会議室（音声通話により実施）
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門
志間核燃料施設審査部門付、金岡上席安全審査官、菅生主任安全審査官、松田安全審査官
中国電力株式会社
電源事業本部 マネージャー（放射線安全）、他4名
5. 要 旨：
標記申請に関して、原子力規制庁は、中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）と以下のとおりヒアリングを実施した。
(1) 原子力規制庁から、主に以下のコメントを行った。
 - 令和3年5月18日に資料受理した「島根1, 2号炉 低圧タービン認可申請書の基本ロジックについて」の内容に基づいて必要な作業を進めること。
 - 本日の説明資料は、他電力の既認可の記載を機械的に転記しているところがあるので、今後の作業を進めるに当たっては、中国電力の申請内容を適切に記載すること。また、クリアランス認可申請書の標準記載要領も参照し、評価単位、測定単位の図面を添付するなど、評価方法の根拠が分かるようにすること。さらに、説明資料には文章中に記載されている数値とバックデータの数値が合っていない箇所があるので不整合がないように十分確認すること。
(2) 中国電力から、今回のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。
6. 提出資料：
資料1 島根1号炉及び2号炉 低圧タービンの放射能濃度の測定及び評価方法等に関する説明資料

以上